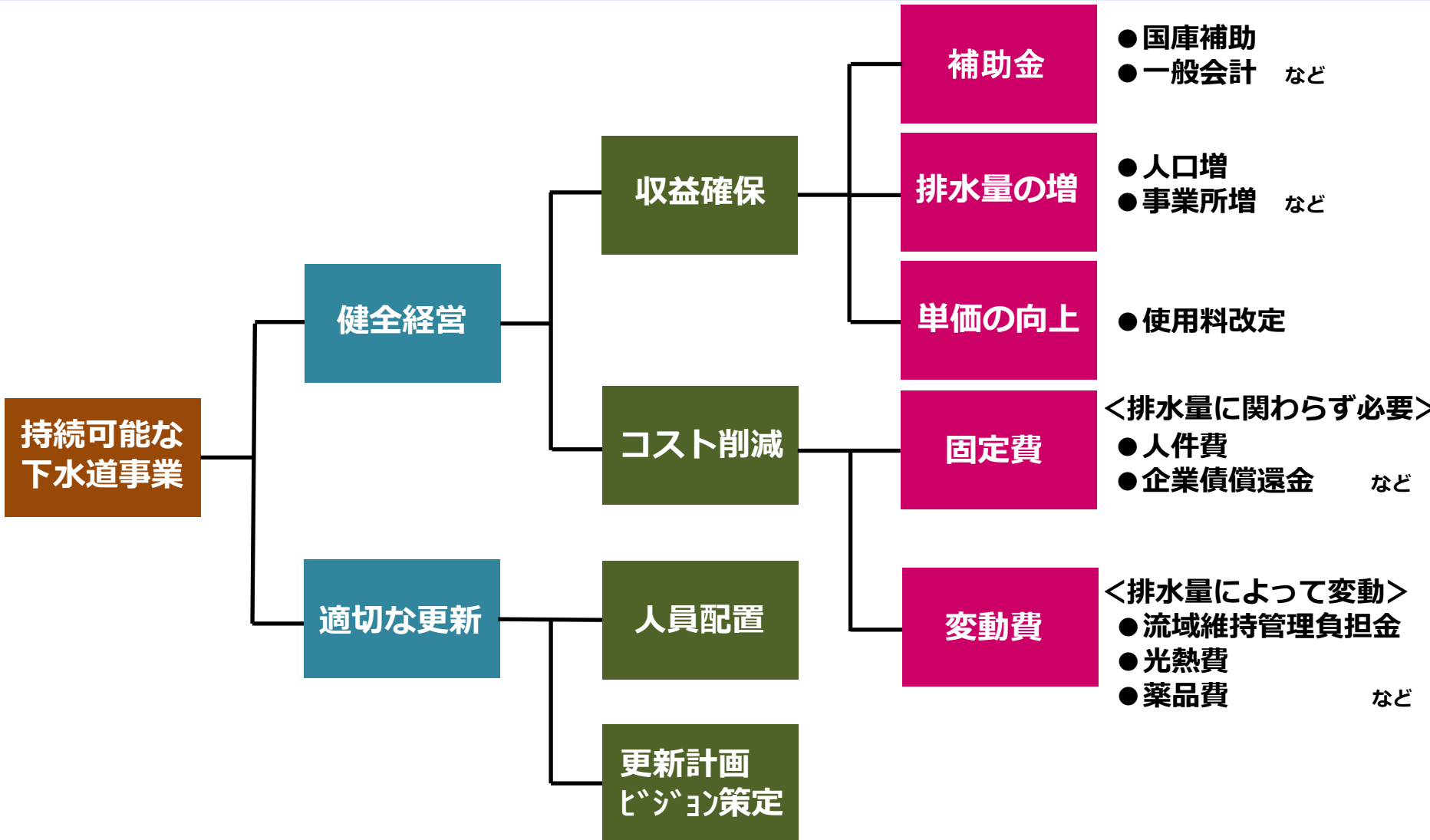


第1回奈良市上下水道事業運営審議会

～下水道使用料の基本的な考え方～

下水道事業の運営



下水道事業が持続出来ない場合、市民生活に大きく影響(陥没・溢水^{など})することとなる

下水道使用料の基本原則

- 下水道使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものである。原則として、**雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は私費（使用料）で負担する**
- ① 公共下水道管理者は、条例で定めるところより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することが出来る（法20条第1項）
 - ② 使用料は、次の原則によって定めなければならない（法20条第2項）
 - 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当であること
 - 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
 - 定率又は定額をもって明確に定められていること
 - 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと